

高知県後期高齢者医療広域連合長告示 7 号

令和元年 11 月 30 日から高知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 11 日県指令 18 市振第 1295 号）第 12 条第 3 項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまでの間、高知県後期高齢者医療広域連合公文書等の中に「高知県後期高齢者医療広域連合長」とあるのは、「高知県後期高齢者医療広域連合長職務代理者」と、「高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也」とあるのは、「高知県後期高齢者医療広域連合長職務代理者 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 清藤 真司」と読み替える。

また、高知県後期高齢者医療広域連合長告示 4 号については、令和元年 11 月 28 日限り廃止する。

令和元年 11 月 29 日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也